

## 防災対策推進検討会議（第10回）配布資料に対する意見

泉田裕彦

**1. 検討の背景（現在の災害関連法の問題点等）について**

現在の災害関連法は、「被災された住民」を、「被災をした自治体が支援」し、「当該被災自治体に対して国が財政援助する」という財政支援法の法体系となっているため、

- 広域避難者の発生や事態の長期化を想定していないこと
- 複合災害を想定しておらず、タテ割りの法体系になっていること
- 国の財政支援について、手続きや資金使途など様々な制約があること

など、大規模災害発生時の対応に限界があるという問題があります。

「被災自治体への財政支援」や「限定列挙した緊急事態対応」だけではなく、広域・複合災害を想定し、国全体で必要な緊急時対応が可能となる条項が必要と考えます。

**2. 国・都道府県・市町村の組織、事務、権限、財政負担等のあり方について****（1）国の緊急時対応組織について**

省庁を越えた全体的かつ効果的で効率的な応援を行うことができるよう、国の指揮命令系統を明確化し、対応調整権限や予算措置権も含め、専属組織の創設など、国として一元的に緊急対応を行える体制を構築すべきです。

但し、全ての災害対応を一元化して政府が統制する法体系・仕組みでは、物流を素人が担うことになるなど問題が生じることから、被災地支援は、基本的には、自治体や民間に任せ、一番 厳しいところを自衛隊など国が支援する体制とすべきです。

**（2）大規模災害時の広域避難体制について**

広域避難への対応は、省庁タテ割りの財政支援法である現在の災害関連法体系では円滑な実施はできません。

そのため、市町村域を越える広域避難については都道府県に、都道府県域を越える広域避難については国に調整権限を付与すべきです。

なお、住民の自主的避難が開始されているなど、自治体が緊急に対応すべき事態も想定し、市町村長・都道府県知事の判断により緊急対応できる制度が必要です。

また、発災直後から、地域組織、NPO、医療機関、民間企業及び準公的機関等といった諸団体等からの要請や調整が必要となる事態なども想定し、受入側の自治体の

長が迅速に対応できるよう、裁量の範囲を拡大すべきです。

### **(3) 災害時における費用負担のあり方について**

災害救助法等の「資金の使途」や「期限」等の制限を撤廃し、広域避難者の受け入れ自治体等が、地域の実情に応じて主体的に支援できるよう、自由度の高い、国による財政支援を位置づけるべきです。この際、事前調整により現場が萎縮しないよう、事後的に国が責任を果たす立法措置が必要と考えます。

また、応援費用が要請した被災自治体負担となっており、被災自治体が応援要請をためらう要因となっているため、広域応援経費を全額国の負担とすべきです。

### **(4) 行政機能喪失への対応について**

巨大地震や津波による行政機能の喪失を想定した支援体制が不明確であるため、都道府県による被災市町村の業務代行、応援職員の派遣元都道府県・市町村への一時的な指揮権の付与及び大規模広域災害時の対応を想定した総合的な復旧・復興制度などについて、法体系・仕組みを構築しておくことが必要です。

### **(5) 緊急時における国、都道府県、市町村間の情報伝達について**

被災情報等の収集・伝達・共有は、緊急事態対応の要ですが、被災自治体が必要な物資量等を全て把握することは不可能です。

被災自治体に負担をかけて情報収集するのではなく、情報を必要とする主体（災害規模に応じて国又は県）が、現場に直接職員を派遣して情報を収集する計画や指針を定めるべきです。

なお、刻々と変動する被災地情報の一元的な把握体制等については、省庁を越えた検討を内閣府において行い構築すべきです。

### **(6) 災害緊急事態における「緊急措置」のあり方**

避難者の所在確認や支援物資輸送など、民間や自治体等の諸主体が実施する初動期の対応において、関係諸法令やその運用の慣例などの制約を受けることがあったため、被災地や支援者が適切かつ速やかに対応できるよう、災害時における既存法令等の一時停止が有効であるので制度化すべきです。